

山口県公金管理方針

第1 本方針の目的

本方針は、山口県の公金について、安全性を優先した上で、必要な流動性を確保し、効率的な管理を行うための基本的事項を定める。

第2 適用範囲

本方針は、歳計現金・歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）、基金及び制度融資預託金について適用する。

第3 公金管理の基本原則

公金の管理に当たっては、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とする。

1 安全性の確保

元本の安全性の確保を最優先とし、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により管理を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

2 流動性の確保

支払い等に支障をきたすことの無いよう資金を確保するとともに、予期せぬ資金の需要に備えるため流動性を確保する。

3 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、効率的な管理に努める。

第4 公金の管理方法

1 歳計現金等

(1) 金融商品

歳計現金等の管理は、次に掲げる金融商品のうちから選択して行う。

ア 普通預金

イ 定期預金

ウ 譲渡性預金

エ 別段預金

オ 決済用預金

(2) 保管・運用期間

原則として1年を超えない範囲で保管・運用する。

なお、定期性金融商品を選択した場合には、満期到来日までの保有を原則とする。

2 基金

(1) 金融商品

基金の管理は、次に掲げる金融商品のうちから選択して行う。

- ア 普通預金
- イ 定期預金
- ウ 譲渡性預金
- エ 別段預金
- オ 決済用預金
- カ 国債
- キ 地方債
- ク 政府関係機関債

(2) 保管・運用期間

基金の保管・運用は各基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画を勘案して、1年を超えて行うことができる。

なお、定期性金融商品を選択した場合には、満期到来日までの保有を原則とする。

(3) 歳計現金への繰替運用

基金については、歳計現金に不足が生じる場合、歳計現金への繰替運用を行う。

3 制度融資預託金

(1) 金融商品

制度融資預託金の管理は、次に掲げる金融商品のうちから選択して行う。

- ア 普通預金
- イ 定期預金
- ウ 譲渡性預金
- エ 別段預金
- オ 決済用預金

(2) 保管・運用期間

原則として1年を超えないこととする。

なお、定期性金融商品を選択した場合については、満期到来日までの保有を原則とする。

第5 公金の保全措置

1 相殺による公金の保護

全額保護措置のある決済用預金以外の預金による運用は、原則として県債の証書に基づく借入金及び担保との相殺による保護が可能な範囲において行うことができるものとする。

2 金融機関の経営情報等の共有

公金を安全に管理するため、山口県公金管理・運用対策会議（事務局：会計課）において、金融機関への預金と借入金の残高を毎月把握するとともに、ディスクロージャー情報等による経営状況の把握、分析を行い、関係各課での情報共有を図る。

第6 公金運用計画等

1 公金運用計画の策定

公金運用課は、毎年度、当該年度の具体的な資金の状況、運用可能額、運用期間、運用する金融商品等を公金運用計画において定めるものとする。

2 公金運用実績の報告

公金運用課は、公金の運用実績を年度終了後に山口県公金管理・運用対策会議に報告する。

3 公金運用実績の公表

山口県公金管理・運用対策会議は、報告された公金の運用実績を取りまとめて公表する。

第7 本方針の見直し

本方針について、重要な変更を行う必要が生じた場合には、山口県公金管理・運用対策会議で協議を行った上で、これを変更するものとする。

附 則

この方針は、令和8年7月31日から施行する。